

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	農業者年金関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三朝町農業委員会は、農業者年金関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三朝町長

## 公表日

令和6年2月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	農業者年金関係事務
②事務の概要	独立行政法人農業者年金基金法等の規定に則り、 農業者年金資格の付加・免除・給付の申し出に対して受理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①届出書等に記載されている個人番号の真正性の確認
③システムの名称	農業行政システム 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
農業者年金対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三朝町農業委員会
②所属長の役職名	農業委員会事務局長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三朝町農業委員会事務局
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	0858-43-3507

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



